

西宮市休日保育に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者が就労等により休日等において児童を家庭で保育できない場合に、児童を預けられる環境が必要とされていることに対応するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下「施設」という。）において実施する休日保育について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日等 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- (2) 休日保育 保育を必要とし、支給認定を受けた児童の保護者のいずれもが、就労等により休日に当該児童を保育することができないと認められ、かつ、保護者が代替休日を取得する場合において、保護者からの申込みにより、保育が必要な休日等において当該児童に行う保育をいう。
- (3) 代替休日 保護者が児童について休日保育を利用した場合において、その代替として休日等以外の日において利用する保育所、認定こども園及び地域型保育事業所において保育の提供を受けない日（休日等以外に限る。）をいう。
- (4) 施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(適用)

第3条 この要綱は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第46号に規定する休日保育加算の適用を受ける施設においては、この要綱の規定を遵守して、休日保育を行うものとする。

(実施施設)

第4条 休日保育を実施する者（以下「実施者」という。）は、休日保育を実施する施設（以下「実施施設」という。）において、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 休日等を含めて、年間を通じて開所し、保育を実施していること。
- (2) 休日保育を実施する日の開所時間が原則として11時間であること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (3) 対象となる児童について、適宜、間食又は給食等を提供すること。

(4) 職員の数及び設備等については、保育所にあつては西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年西宮市条例第36号）第4章の規定を、幼保連携型認定こども園にあつては西宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第16号）の規定を、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあつては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の規定を遵守すること。

(対象児童)

第5条 休日保育の対象となる児童は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもであつて、その保護者が同法第20条第1項の認定を受けていること。
- (2) 休日等において保育を必要とすること。
- (3) 保護者が当該児童について代替休日に保育を利用しないこと。
- (4) 保護者が休日保育の対象となる児童について保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用していること。

(利用登録)

第6条 休日保育を利用する者（以下「利用者」という。）は、休日保育の利用に係る児童について、実施施設を利用する日が属する月の2月前の月の1日から利用の申込みを行う日までに、あらかじめ実施施設に休日保育の利用に係る登録（以下「利用登録」という。）をしなければならない。

2 実施施設の長（以下「施設長」という。）は、利用登録を受理する際に、利用者及び前項の児童に対し実施施設において面接を実施することができる。

3 利用者は、前項の面接を受ける際に次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。ただし、施設長が必要がないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 西宮市休日保育登録等申請書
- (2) 児童写真
- (3) 保険証の写し
- (4) 西宮市休日就労証明書（利用者が就労し、就労する日及び時間等があらかじめ定まっている場合に限る。）
- (5) 支給認定証の写し

(利用登録の効果)

第7条 利用登録は、次条に掲げる場合を除き、満6歳に達する日が属する年度の末日までその効力を有する。

(利用登録の取消し)

第8条 施設長は、次に掲げる場合には、利用登録を取り消すことができる。

- (1) 利用者から申し出があったとき。
- (2) 利用者が利用にあたり不誠実な行為を繰り返し行ったとき

(利用登録事項等の変更)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項に変更があるときは、それぞれ当該各号に掲げる書類により速やかに施設長に当該変更について届け出なければならない。

- (1) 就労状況 就労証明書
- (2) 次に掲げる事項 登録内容変更届
 - ア 氏名
 - イ 住所
 - ウ 保育必要量その他の施設長が必要と認める事項

(利用申請等)

第10条 利用者は、休日保育の利用を希望する日が属する月の前月1日までに、施設長に申請し、その利用に係る許可を得なければならない。ただし、実施施設の定員に余裕がある日においては、この限りでない。

- 2 前項の申請にあたり西宮市休日就労証明書を提出していない利用者については、休日保育の利用を希望する日に係る就労証明書又は当該日に就労することを証明する書類を施設長に提出しなければならない。
- 3 施設長は、第1項の許可について、利用者が利用を希望する日が属する月の前月15日までに利用者に通知しなければならない。

(利用の辞退)

第11条 利用者は、利用を申請した後又は利用が決定した後に利用を辞退するとき、速やかに施設長に辞退する旨を連絡しなければならない。

(不許可)

第12条 施設長は、次に掲げる場合は、実施施設の利用を許可しないことができる。

- (1) 実施施設の定員を上回る利用の申し込みがあったとき。
- (2) その他実施施設の運営に支障が生じると施設長が判断するとき。

2 前項の規定にかかわらず、施設長は、前条の規定の違反を繰り返し行った者に対しては、当該違反を行った日から3月を経過する日まで利用を許可しないことができる。

(利用料)

第13条 実施者は、休日保育を利用する児童の保護者から休日保育の利用に係る料金を徴収することはできない。ただし、休日保育を利用するにあたり必要となる次に掲げる費用については、この限りでない。

- (1) 教材費
- (2) 主食費 (満3歳以上の児童の利用に係る費用に限る。)

- (3) 衛生費
- (4) 寝具代
- (5) その他市長が必要と認める実費等
(加算の認定等)

第14条 実施者は、実施施設における休日保育実施加算の適用を受けようとするときは、当該加算の適用を受ける年度における公定価格加算等適用申請書その他加算の適用に必要な書類を提出しなければならない。

(報告)

第15条 実施者は、休日保育の利用があった日の属する月の翌月10日までに休日保育加算実施報告書により、各月における実施状況について市長に報告しなければならない。

(指導及び監督)

第16条 市長は、必要があると認めたときは、実施者から休日保育の実施状況に係る報告を求め、又は実施施設に立ち入り調査をすることができる。

(留意事項)

第17条 実施者は、休日保育の実施にあたっては、この要綱に定めるもののほか、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西宮市条例第13号）を遵守しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 西宮市休日保育実施要綱は、廃止する。
- 3 廃止前の西宮市休日保育実施要綱の規定に基づく休日保育の実施に係る行為については、なお従前の例による。